

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会 会議日程

日 時 令和6年3月26日（火）

午後2時00分から

場 所 南知多町役場 3階 大会議室

1. あいさつ

2. 議 題

（1）地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務の委託について 【資料1】

（2）令和6年度予算（案）について 【資料2】

3. 報告事項

（1）海っ子バスダイヤ改正について 【資料3】

（2）南知多町地域公共交通計画の変更について 【資料4】

（3）令和5年度事業報告（案）について 【資料5】

（4）地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について 【資料6】

※資料は当日配布予定です。

4. そ の 他

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会委員名簿(案)

令和5年12月22日

(敬称略・順不同)

	No.	区 分	役 職 名	委 員 名
1	(1)	住民又は利用者代表	社会福祉協議会会長(監事)	大森 宏隆
2			内海地区区長会長	日比 登史男
3			豊浜地区区長会長	松本 好平
4			師崎地区区長会長	齋藤 恵吾
5			篠島地区区長代表(副会長)	福林 徹
6			日間賀島地区区長代表	鈴木 象治
7			南知多町まちづくり協議会会長	二宮 達好
8			南知多町観光協会会長	鈴木 甚八
9	(2)	学識経験を有する者	学識経験者	樋口 恵一
10	(3)	町 議 会	南知多町議会議長(離島代表)	鈴木 浩二
11			南知多町議会副議長	片山 陽市
12			南知多町議会総務建設常任委員会委員長兼 地域公共交通対策特別委員会委員長	榎戸 陵友
13			南知多町議会総務建設常任委員会副委員長	山本 優作
14	(4)	自動車輸送事業者	知多乗合(株)取締役	橋本 大輔
15			レスクル(株)代表取締役	鶴田 誠
16	(5)	定期航路事業者	名鉄海上観光船(株)取締役総務部長兼運航営業部長	吉見 文宏
17	(6)	鉄道事業者	名古屋鉄道(株)地域連携部 交通サービス担当課長	花村 元気
18	(7)	愛知県バス協会	公益社団法人愛知県バス協会専務理事	小林 裕之
19		愛知県タクシー協会	愛知県タクシー協会知多支部長 (名鉄知多タクシー(株))	藤田 和弘
20	(8)	運転手代表	知多乗合労働組合書記長	桑山 忍
21			名鉄知多タクシー労働組合執行委員長	大原 友則
22	(9)	全日本海員組合	全日本海員組合名古屋支部長	山原 始
23	(10)	国土交通省	国土交通省中部運輸局海事振興部旅客課長	服部 直人
24	(11)		国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	宮川 高彰
25	(12)	半田警察署	半田警察署交通課長	伊藤 真司
26	(13)	愛 知 県	愛知県都市交通局交通対策課担当課長	石屋 義道
27	(14)		愛知県総務局総務部市町村課地域振興室長	小山 厚子
28	(15)		愛知県知多建設事務所維持管理課長	水田 昌孝
29	(16)	南知多町	南知多町長(会長)	石黒 和彦
30	(17)		総務部長(会計)	大岩 幹治
31	(18)		建設経済部長	滝本 恭史
32	(19)	町長が認める者	日間賀島観光協会長	鈴木 安博
33	—	オブザーバー	美浜町企画課長	戸田 典博
34	—		内海高等学校校長	鈴木 政之
—	—	事務局	成長戦略室長	山本 剛資
—			成長戦略室 主任主査	内田 健二
—			成長戦略室	三枝 拓矢

地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務の委託について

1 目的

「南知多町地域公共交通計画」を令和 2 年度に作成し、海っ子バスのルート再編に合わせて令和 5 年度に一部改訂した。本計画は令和 7 年 9 月が最終年度となっているため、令和 6 年度には次期計画の策定準備をする必要がある。

本業務は、令和 5 年 10 月からの海っ子バスルート再編後の利用状況等を把握し、課題を明らかにした上で、次期「南知多町地域公共交通計画（案）」を作成する。また、毎年委託している国に提出する資料の作成、時刻表の作成などの支援業務も併せて委託するものとする。

2 委託事業内容

- (1) 海っ子バス運行状況の整理、分析
- (2) 自己評価等の実施
- (3) 南知多町地域公共交通計画（案）の作成
- (4) 時刻表の作成

3 委託事業者（案）

住 所 名古屋市東区泉 1－1－35 ハイエスト久屋 8F
社 名 ランドブレイン株式会社 名古屋事務所
代表者 所長 伊藤 克洋

4 補助金

(1) 活用メニュー

令和 6 年度地域公共交通調査等事業「地域公共交通計画策定事業」

(2) 委託事業予算額（補助対象事業予算額）

6,534,000 円（5,250,000 円）

(3) 補助内示額

1,313,000 円

(4) 条件

補助対象事業者は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に定める法定協議会に限る。

契 約 書

- 1 業 務 委 託 名 地域公共交通活性化再生総合事業推進業務委託
- 2 委 託 場 所 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会
- 3 委 託 期 間 着 手 契 約 の 日
完 了 令和 7 年 3 月 2 5 日
- 4 契 約 金 額 金 6 , 5 3 4 , 0 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 5 9 4 , 0 0 0 円
- 5 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、発注者 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会 と受注者 ランドブレイン株式会社 名古屋事務所 とは別添条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため契約書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保管する。

令和 年 月 日

発注者 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地
南知多町地域公共交通活性化・再生協議会
会長 石 黒 和 彦 印

受注者 愛知県名古屋市東区泉 1 - 1 - 3 5
ランドブレイン株式会社 名古屋事務所
所長 伊 藤 克 洋 印

令和6年度 南知多町地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託仕様書（案）

1. 目的

本町では、「南知多町地域公共交通計画」を令和2年度に作成し、海っ子バスのルート再編に合わせて令和5年度に一部改訂した。本計画は令和6年度が最終年度となっているため、次期計画を策定する必要がある。

本業務は、令和5年10月からの海っ子バスルート再編後の利用状況等を把握し、課題を明らかにした上で、次期「南知多町地域公共交通計画（案）」を作成する。また、国に提出する資料の作成、時刻表の作成などの支援業務を行う。

2. 調査内容

（1）海っ子バス運行状況の整理、分析

①海っ子バスOD調査結果等の整理、分析

別途実施される海っ子バスOD調査、利用者アンケート調査、乗降カウントデータ等を活用して海っ子バスの利用状況を整理、分析する。

②輸送実績資料等の作成

上記結果をもとに利用者数等のデータを整理し、国に提出する地域公共交通確保維持改善事業の申請に活用するための輸送実績資料等を作成する。

（2）自己評価等の実施

①PDCAサイクルの実施

南知多町地域公共交通計画に位置付けられている数値目標の達成状況を確認・評価し、達成状況が順調でなく改善の必要な事項については改善策等を検討する。

また、実施事業については的確に実施しているかどうかを評価し、必要に応じて改善策を検討する。

②自己評価シートの作成

上記のPDCAの実施、タウンミーティングでの意見等を踏まえ、国に報告するための自己評価シートを作成する。

（3）南知多町地域公共交通計画（案）の作成

1）地域特性及び公共交通の現況等の整理

- ・人口等の地域特性及び公共交通の現状について整理する。福祉、医療、教育など関連する分野の移動手段についても整理する。
- ・上位関連計画により本町における地域公共交通の位置付けを整理する。
- ・現行計画の目標達成状況、事業実施状況を整理し、現行計画の評価を行う。
- ・海っ子バス利用者アンケート調査結果を整理する。
- ・交通事業者等へのヒアリングを行い、現状の問題点、今後の施策、連携の可能性などについて把握する。

2）住民アンケート調査

- ・15歳以上の町民2,000人を対象に、移動の行き先や交通手段の移動実態、新たな移動手段のニーズ、地域での取組意向等について把握するためアンケート調査を実施する。
- ・町が実施するタウンミーティングでアンケートの実施、開催支援を行う。

3) 地域公共交通計画（案）の作成

①課題の整理

現況の実態、現行計画の評価及び社会動向から課題を整理する。

②計画の方針と目標の設定

地域公共交通の将来像、計画の方針及び目標を設定する。

③実施事業の検討

多様な主体との共創の観点から、目標達成のための実施事業を検討する。

④リーディングプロジェクトの検討

海っ子バスを補完する新たな移動手段の導入等、今後重点的に実施する事業とその方向性
を検討する。

⑤評価方法の検討

評価改善の方法、スケジュール等を検討する。

⑥南知多町地域公共交通計画（案）の作成

上記の検討を踏まえ、次期「南知多町地域公共交通計画」（案）を作成する。

（4）協議会等の運営支援

協議会資料、議事録作成などを支援する。

（5）時刻表の作成

海っ子バス時刻表を作成する。

3. 成果品

本業務における成果品は、次のとおりとする。

- ① 南知多町地域公共交通計画（案） データー一式
- ② 海っ子バス時刻表（A 4 版中綴じ 8 ページ、フルカラー） 6,000 部
- ③ 上記他のデーター一式
- ④ その他、発注者が必要と認めたもの一式

様式第 10(その3の2)の続き

南知多町業務委託契約約款

令和3年4月1日改正

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面及び仕様書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）がある場合にあっては発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第52条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

- 第2条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、南知多町における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 4 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。
- 5 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、発注者が必要と認める場合については、書面により発注者にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 6 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
- 7 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは発注者の承諾を得るものとする。
- 8 受注者は、発注者の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させるものとし、受注者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 9 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 10 受注者は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ）を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 11 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 12 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
- 13 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該業務を処理するために収集した個人情報が記録された資料等についても、同様とする。
- 14 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 15 受注者は、発注者の指示により、個人情報を削除し、又は個人情報が記録された資料等を廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、発注者に証明書等により報告するものとする。
- 16 受注者が、個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾を得て再委託による提供をした場合又は発注者の承諾を得て第三者に提供した場合、受注者は、発注者の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
- 17 発注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受注者に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は受注者に対して指示を与えることができる。なお、受注者は、発注者から改善を指

示された場合には、その指示に従わなければならない。

18 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、受注者に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

19 受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第3条 削除

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「免除」と記載されているときは、この条は適用しない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第46条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第6条 受注者は、成果物（第31条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条及び第8条の2において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第8条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の技術者等に対する業務に関する指示
- 二 この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の技術者等との協議
- 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(技術者等に対する措置請求)

第10条 発注者は、技術者等又は受注者の使用人若しくは第7条の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第12条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第13条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 設計書、図面及び仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第15条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第17条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第17条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第18条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第19条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第20条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第21条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第19条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第22条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第23条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第24条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第26条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりて補填された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第26条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(次項において「損害合計額」という。)のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 数次におたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、前項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第27条 発注者は、第8条、第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第24条、前条、第30条又は第32条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第28条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知するとともに、成果物のある場合は、その成果物を納入しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合発注者は、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した日をもって成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を読み替えて準用する。

(業務委託料の支払い)

第29条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(引渡し前における成果物の使用)

第30条 発注者は、第28条第3項又は次条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分引渡し)

第31条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第28条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第29条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第28条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第29条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と

読み替えて、これらの規定を準用する。

- 3 前2項の規定により準用される第29条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、発注者が定め、受注者に通知する。

(部分引渡しに係る業務委託料の不払に対する業務中止)

第32条 受注者は、発注者が前条において読み替えて準用される第29条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第33条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における申出)

第34条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく理由を発注者に申し出なければならない。

(発注者の任意解除権)

第35条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第39条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第36条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この契約を解除することができない。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 技術者等を配置しなかったとき。
- 四 正当な理由なく、第33条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 第4条第1項の規定により保証を付さなければならない場合において、保証を付さなかったとき。
- 六 契約の履行につき不正行為があったとき。
- 七 発注者又はその補助者が行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- 一 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 第41条又は第42条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第38条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- 一 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - 二 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているときと認められるとき。
 - 四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - 五 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - 七 受注者が、第一号から第五号のいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - 八 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
 - 九 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第一号から第五号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- （談合その他不正行為に係る解除）
- 第39条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。
- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条及び第47条において同じ。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第47条第2項第二号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次号及び第47条第2項第二号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - 五 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その構成員のいずれかの者が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第40条 第36条各号、第37条各号又は第38条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第36条から第38条までの規定による契約の解除をすることができない。
- （受注者の催告による解除権）
- 第41条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- （受注者の催告によらない解除権）
- 第42条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 一 第15条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第16条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6か月を超えるときは、6か月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第43条 第41条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （解除の効果）
- 第44条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第31条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者が定め、受注者に通知する。
（解除に伴う措置）
- 第45条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第36条から第39条まで又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第35条、第41条又は第42条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
（発注者の損害賠償請求等）
- 第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第36条から第38条までの規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第36条から第38条までの規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第一号に該当し、発注者が損害金を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。
- 7 第2項の場合（第38条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）
- 第47条 受注者は、第39条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。
- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、業務委託料の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
- 一 第39条第1項第一号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
 - 二 第39条第1項第二号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第四号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に南知多町建設工事関係入札者心得書第9条の2の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定に関わらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
（受注者の損害賠償請求等）
- 第48条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第41条又は第42条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第29条第2項（第31条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。（契約不適合責任期間等）
- 第49条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第28条第3項又は第4項（第31条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- （保険）
- 第50条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。（妨害等に対する報告義務等）
- 第51条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに町に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の町への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、南知多町の調達契約からの排除措置を講じることがある。
- （紛争の解決）
- 第52条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、技術者等の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第10条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。
- （契約外の事項）
- 第53条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

南知多町地域公共交通計画策定スケジュール(案)

	令和6年度												令和7年度						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
□議会特別委員会			○			○			○			○			○				
■地域公共交通活性化・再生協議会			●			●			●			●			●				
①海っ子バスOD調査結果等の整理、分析			●	集計分析											●	集計分析			
②タウンミーティングの実施				●						●						●			
③住民アンケート調査の実施、整理、分析		アンケート案作		●	集計分析														
④地域公共交通計画の策定					課題等の整理		計画(素案)の作			計画(案)の作成			パブリックコメント	計画最終案の作成	協議・承認			計画期間開始	

令和6年度 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会収支予算書(案)

【歳入】

(単位:千円)

科 目			予 算 額	備 考
款	項	目		
1 国庫支出金	1 国庫支出金		1,313	※1
		1 国庫支出金	1,313	
2 繰越金	1 繰越金		1	
		1 繰越金	1	
3 諸収入	1 雑 入		1	
		1 雑 入	1	
4 負担金	1 負担金		6,534	南知多町より (地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託)
		1 負担金	6,534	
歳入合計			7,849	

【歳出】

科 目			予 算 額	備 考
款	項	目		
1 負担金	1 負担金		1,313	地域公共交通計画策定事業
		1 負担金	1,313	
2 予備費	1 予備費		2	
		1 予備費	2	
3 事業費	1 事業費		6,534	地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託
		1 事業費	6,534	
歳出合計			7,849	

※1 国庫補助金について

○平成23年度まで(地域公共交通活性化・再生総合事業)

国 ⇒ 法定協議会 ⇒ 事業実施者(町・名鉄海上観光船)

○平成24年度から平成26年度まで(地域公共交通確保維持改善事業)

国 ⇒ 運行事業者 ⇒ 事業実施者(町)

○平成27年度から(地域公共交通確保維持改善事業)

・豊浜線(地域間幹線系統)

国 ⇒ 運行事業者 ⇒ 事業実施者(町)

・西海岸線(地域内フィーダー系統)

国 ⇒ 法定協議会 ⇒ 事業実施者(町)

○令和6年度から(地域公共交通確保維持改善事業)

国 ⇒ 運行事業者 ⇒ 事業実施者(町)

◎令和6年度補助金

・南知多・美浜環状線(地域間幹線系統) 8,480,000円

・地域公共交通計画策定事業 1,313,000円

令和6年度 南知多町 一般会計予算【抜粋】

【公共交通対策事業費関連】

歳 入

款	項	目	節	細 節	金額(千円)	備 考
20 諸収入	4 雑入	3 雑入	1 総務費雑入		11,187	・地域公共交通確保維持改善事業 8,480千円 ・地域公共交通計画策定事業 2,625千円 ・海っ子バスICカード保証金 82千円
町財源負担					84,095	
計					95,282	

歳 出

款	項	目	節	細 節	金額(千円)	備 考
2 総務費	1 総務管理費	14 公共交通 対策事業費	7 報償費		200	
				海っ子バスイベント出展報償	20	
				法定協学識経験者謝礼	180	
			8 旅費		17	
				普通旅費	17	
			10 需用費		470	
				消耗品費	133	
				印刷製本費	337	
			12 委託料		70,178	
				海っ子バス運行委託料	70,178	
			13 使用料及び 賃借料		22	
				船舶借上料	22	
			18 負担金、補助 及び交付金		24,204	
				地域公共交通活性化・再生 総合事業推進業務負担金	6,534	
				海っ子バス通学定期券購入 補助金	13,938	
				小中学生海っ子バス運賃補 助金	3,732	
			22 償還金、利子 及び割引料		191	
			海っ子バスICカード保証金返 還金	191		
計					95,282	

海っ子バス 南知多・美浜環状線（平日・土休日）＜令和6年4月1日改正＞

※は止まりません。

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便	14便	15便	16便
右回り（師崎港・豊浜・内海駅・河和駅・大井・師崎港）																
師崎港	5:40	6:30	7:22	8:33	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22	19:22	20:22
師崎西口	5:41	6:31	7:23	8:34	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23	19:23	20:23
美舟前	5:42	6:32	7:24	8:35	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24	19:24	20:24
花乃丸	5:43	6:33	7:25	8:36	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:25	19:25	20:25
小佐	5:45	6:35	7:27	8:38	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:27	19:27	20:27
荒磯	5:46	6:36	7:28	8:39	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28	19:28	20:28
新居	5:48	6:38	7:30	8:41	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30	19:30	20:30
豊浜港・魚ひろば	※	※	※	8:43	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	※	※	※	※
高浜	5:49	6:39	7:31	8:45	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:31	18:31	19:31	20:31
豊浜	5:50	6:40	7:32	8:46	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:32	18:32	19:32	20:32
南知多町役場前	5:52	6:42	7:34	8:48	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:34	18:34	19:34	20:34
花ひろば・総合体育館前	5:54	6:44	7:36	8:50	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:36	18:36	19:36	20:36
南知多町役場前	5:56	6:46	7:38	8:52	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:38	18:38	19:38	20:38
初神口	5:57	6:47	7:39	8:53	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:39	18:39	19:39	20:39
中村	5:58	6:48	7:40	8:54	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:40	18:40	19:40	20:40
半月	5:59	6:49	7:41	8:55	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:41	18:41	19:41	20:41
東中須	6:00	6:50	7:42	8:56	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:42	18:42	19:42	20:42
中須	6:01	6:51	7:43	8:57	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:43	18:43	19:43	20:43
西中須	6:01	6:51	7:43	8:57	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:43	18:43	19:43	20:43
桜公園口	6:02	6:52	7:44	8:58	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:44	18:44	19:44	20:44
大泊	6:03	6:53	7:45	8:59	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:45	18:45	19:45	20:45
サンタバーバラ サンセット	6:05	6:55	7:47	9:01	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:47	18:47	19:47	20:47
山海	6:06	6:56	7:48	9:02	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:48	18:48	19:48	20:48
まるはりリゾート前	6:08	6:58	7:50	9:04	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:50	18:50	19:50	20:50
つがてヶ浦	6:09	6:59	7:51	9:05	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:51	18:51	19:51	20:51
東浜	6:10	7:00	7:52	9:06	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:52	18:52	19:52	20:52
内田佐七家前	6:11	7:01	7:53	9:07	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:53	18:53	19:53	20:53
大井戸	6:11	7:01	7:53	9:07	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:53	18:53	19:53	20:53
内海海岸	6:12	7:02	7:54	9:08	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:54	18:54	19:54	20:54
西浜田	6:13	7:03	7:55	9:09	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:55	18:55	19:55	20:55
長城	6:14	7:04	7:56	9:10	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:56	18:56	19:56	20:56
内海駅（着）	6:15	7:05	7:57	9:11	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	17:57	18:57	19:57	20:57

		1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便	14便	15便	16便	
右回り （師崎港・豊浜・内海駅・河和駅・大井・師崎港）	内海駅（発）	6:16	7:06	7:58	9:12	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01	17:59	18:59	19:59	20:59	
	組合前	6:17	7:07	7:59	9:13	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:00	19:00	20:00	21:00	
	名切	6:18	7:08	8:00	9:14	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03	17:03	18:01	19:01	20:01	21:01	
	楠	6:18	7:08	8:00	9:14	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03	17:03	18:01	19:01	20:01	21:01	
	彼岸橋	6:19	7:09	8:01	9:15	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04	18:02	19:02	20:02	21:02	
	大地の丘	6:22	7:12	8:04	9:18	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07	18:05	19:05	20:05	21:05	
	内海高校前	6:23	7:13	8:05	9:19	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:06	19:06	20:06	21:06	
	夫婦松	6:24	7:14	8:06	9:20	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:07	19:07	20:07	21:07	
	河和山	6:25	7:15	8:07	9:21	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:08	19:08	20:08	21:08	
	知多厚生病院前	6:29	7:19	8:11	9:25	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:12	19:12	20:12	21:12	
	河和駅（着）	6:32	7:22	8:14	9:28	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:15	19:15	20:15	21:15	
	河和駅（発）	6:47	7:54	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:45	18:42	19:42	20:42	21:42	
	北河和	6:48	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	17:46	18:43	19:43	20:43	21:43
	中河和	6:49	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	17:47	18:44	19:44	20:44	21:44
	知多厚生病院前	※	7:58	8:44	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	※	※	※	※	※	※
	南河和	6:50	8:03	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:48	18:45	19:45	20:45	21:45	
	浜田整形外科・内科前	6:51	8:04	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:49	18:46	19:46	20:46	21:46	
	古布	6:52	8:05	8:51	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:50	18:47	19:47	20:47	21:47	
	魚太郎前	6:53	8:06	8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:51	18:48	19:48	20:48	21:48	
	矢梨海岸	6:54	8:07	8:53	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:52	18:49	19:49	20:49	21:49	
	矢梨	6:55	8:08	8:54	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:53	18:50	19:50	20:50	21:50	
	蟹川橋	6:56	8:09	8:55	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:54	18:51	19:51	20:51	21:51	
	ぽんかふえ	6:57	8:10	8:56	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:55	18:52	19:52	20:52	21:52	
	山田（南知多病院前）	6:58	8:11	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:56	18:53	19:53	20:53	21:53	
	乙方	7:01	8:14	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	17:59	18:56	19:56	20:56	21:56	
	運動公園前	7:03	8:16	9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:01	18:58	19:58	20:58	21:58	
	山田（南知多病院前）	7:05	8:18	9:04	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04	18:03	19:00	20:00	21:00	22:00	
	丸豊工業前	7:06	8:19	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:04	19:01	20:01	21:01	22:01	
	海田川	7:07	8:20	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:05	19:02	20:02	21:02	22:02	
	鷹ヶ崎北	7:08	8:21	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07	18:06	19:03	20:03	21:03	22:03	
	鷹ヶ崎	7:09	8:22	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:07	19:04	20:04	21:04	22:04	
	鷹ヶ崎南	7:09	8:22	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:07	19:04	20:04	21:04	22:04	
北大井	7:10	8:23	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:08	19:05	20:05	21:05	22:05		
大井	7:11	8:24	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:09	19:06	20:06	21:06	22:06		
師崎中学校前	7:12	8:25	9:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:10	19:07	20:07	21:07	22:07		
片名	7:14	8:27	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:12	19:09	20:09	21:09	22:09		
新師崎	7:15	8:28	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:13	19:10	20:10	21:10	22:10		
師崎東口	7:16	8:29	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:14	19:11	20:11	21:11	22:11		
師崎	7:17	8:30	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:15	19:12	20:12	21:12	22:12		
師崎西口	7:18	8:31	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:16	19:13	20:13	21:13	22:13		
師崎港	7:19	8:32	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:17	19:14	20:14	21:14	22:14		

海っ子バス 南知多・美浜環状線 (平日・土休日) <令和6年4月1日改正>

※は止まりません。

	1便	2便	特別便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便	14便	15便	16便
左回り(師崎港・大井・河和駅・内海駅・豊浜・師崎港)																	
師崎港	5:40	6:15	6:48	7:06	8:07	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09	19:09	20:09
師崎西口	5:41	6:16	6:49	7:07	8:08	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10	19:10	20:10
師崎	5:42	6:17	6:50	7:08	8:09	9:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11	19:11	20:11
師崎東口	5:43	6:18	6:51	7:09	8:10	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12	19:12	20:12
新師崎	5:44	6:19	6:52	7:10	8:11	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:13	19:13	20:13
片名	5:45	6:20	6:53	7:11	8:12	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14	19:14	20:14
師崎中学校前	5:46	6:21	6:54	7:12	8:13	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15	19:15	20:15
大井	5:48	6:23	6:56	7:14	8:15	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17	19:17	20:17
北大井	5:48	6:23	6:56	7:14	8:15	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17	19:17	20:17
鷺ヶ崎南	5:49	6:24	6:57	7:15	8:16	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18	19:18	20:18
鷺ヶ崎	5:49	6:24	6:57	7:15	8:16	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18	19:18	20:18
鷺ヶ崎北	5:50	6:25	6:58	7:16	8:17	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19	19:19	20:19
海田川	5:51	6:26	6:59	7:17	8:18	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20	19:20	20:20
丸豊工業前	5:52	6:27	7:00	7:18	8:19	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21	19:21	20:21
山田(南知多病院前)	5:53	6:28	7:01	7:19	8:20	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22	19:22	20:22
乙方	5:56	6:31	7:04	7:22	8:23	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:25	19:25	20:25
運動公園前	5:58	6:33	7:06	7:24	8:25	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:27	19:27	20:27
山田(南知多病院前)	6:00	6:35	7:08	7:26	8:27	9:29	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	18:29	19:29	20:29
ぼんかふえ	6:01	6:36	7:09	7:27	8:28	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30	19:30	20:30
蟹川橋	6:02	6:37	7:10	7:28	8:29	9:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:31	19:31	20:31
矢梨	6:03	6:38	※	7:29	8:30	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32	19:32	20:32
矢梨海岸	6:04	6:39	※	7:30	8:31	9:33	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:33	19:33	20:33
魚太郎前	6:05	6:40	※	7:31	8:32	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34	19:34	20:34
古布	6:06	6:41	※	7:32	8:33	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35	19:35	20:35
浜田整形外科・内科前	6:07	6:42	※	7:33	8:34	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	18:36	19:36	20:36
南河和	6:08	6:43	※	7:34	8:35	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37	19:37	20:37
知多厚生病院前	※	※	※		8:41	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	※	※	※	※
中河和	6:10	6:45	※	7:36	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	17:39	18:39	19:39
北河和	6:11	6:46	※	7:37	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	17:40	18:40	19:40
河和駅(着)	6:14	6:50	7:20	7:41	8:45	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:44	18:44	19:44	20:44

	1便	2便	特別便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便	14便	15便	16便
左回り(師崎港・大井・河和駅・内海駅・豊浜・師崎港)																	
河和駅(発)	6:14	7:04	※	7:59	8:57	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:09	19:09	20:09	21:09
知多厚生病院前	6:17	7:07	※	8:02	9:00	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:12	19:12	20:12	21:12
河和山	6:20	7:10	※	8:05	9:03	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:15	19:15	20:15	21:15
夫婦松	6:21	7:11	※	8:06	9:04	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:16	19:16	20:16	21:16
内海高校前	6:22	7:12	※	8:07	9:05	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:17	19:17	20:17	21:17
大地の丘	6:23	7:13	※	8:08	9:06	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:18	19:18	20:18	21:18
彼岸橋	6:27	7:17	※	8:12	9:10	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:22	19:22	20:22	21:22
楠	6:27	7:17	※	8:12	9:10	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:22	19:22	20:22	21:22
名切	6:28	7:18	※	8:13	9:11	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:23	19:23	20:23	21:23
組合前	6:29	7:19	※	8:14	9:12	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:24	19:24	20:24	21:24
内海駅(着)	6:30	7:20	※	8:15	9:13	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:25	19:25	20:25	21:25
内海駅(発)	6:30	7:21	※	8:16	9:14	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	18:26	19:26	20:26	21:26
長城	6:31	7:22	※	8:17	9:15	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:27	19:27	20:27	21:27
西浜田	6:32	7:23	※	8:18	9:16	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:28	19:28	20:28	21:28
内海海岸	6:33	7:24	※	8:19	9:17	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:29	19:29	20:29	21:29
大井戸	6:34	7:25	※	8:20	9:18	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:30	19:30	20:30	21:30
内田佐七家前	6:34	7:25	※	8:20	9:18	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:30	19:30	20:30	21:30
東浜	6:35	7:26	※	8:21	9:19	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:31	19:31	20:31	21:31
つばてヶ浦	6:36	7:27	※	8:22	9:20	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:32	19:32	20:32	21:32
まるはりゾート前	6:37	7:28	※	8:23	9:21	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	18:33	19:33	20:33	21:33
山海	6:39	7:30	※	8:25	9:23	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:35	19:35	20:35	21:35
サンタバーバラ サンセット	6:40	7:31	※	8:26	9:24	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:36	19:36	20:36	21:36
大泊	6:42	7:33	※	8:28	9:26	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41	18:38	19:38	20:38	21:38
桜公園口	6:43	7:34	※	8:29	9:27	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	18:39	19:39	20:39	21:39
西中須	6:44	7:35	※	8:30	9:28	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	18:40	19:40	20:40	21:40
中須	6:44	7:35	※	8:30	9:28	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	18:40	19:40	20:40	21:40
東中須	6:45	7:36	※	8:31	9:29	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44	18:41	19:41	20:41	21:41
半月	6:46	7:37	※	8:32	9:30	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:42	19:42	20:42	21:42
中村	6:47	7:38	※	8:33	9:31	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	18:43	19:43	20:43	21:43
初神口	6:48	7:39	※	8:34	9:32	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47	18:44	19:44	20:44	21:44
南知多町役場前	6:49	7:40	※	8:35	9:33	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48	18:45	19:45	20:45	21:45
花ひろば・総合体育館前	6:51	7:42	※	8:37	9:35	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:47	19:47	20:47	21:47
南知多町役場前	6:53	7:44	※	8:39	9:37	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52	18:49	19:49	20:49	21:49
豊浜	6:55	7:46	※	8:41	9:39	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54	18:51	19:51	20:51	21:51
豊浜	6:56	7:47	※	8:42	9:40	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55	18:52	19:52	20:52	21:52
豊浜港・魚ひろば	※	※	※	8:44	9:42	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	※	※	※	※	※
新居	6:57	7:48	※	8:46	9:44	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:56	18:53	19:53	20:53	21:53

河和駅～内海高校前（内海高校の登校日のみ運行）

下り		1便	2便	3便
内海高校前行	河和駅	7:22	7:43	8:25
	北河和	7:24	7:45	8:27
	中河和	7:25	7:46	8:28
	河和山	7:27	7:48	8:30
	夫婦松	7:28	7:49	8:31
	内海高校前	7:30	7:51	8:33

上り		1便	2便
河和駅行	内海高校前	15:50	17:45
	夫婦松	15:52	17:47
	河和山	15:53	17:48
	中河和	15:55	17:50
	北河和	15:56	17:51
	河和駅	15:58	17:53

令和6年4月1日 海っ子バス軽微な時刻改定のポイント

①バス停間の所要時間の調整

⇒ゆっくり走らなければならない区間、急がなければならない区間などがあったため、調整しました。

②【左回り】2便の発時間の修正

⇒河和駅で電車への乗継時間が2分しかなかった（6:52分着⇒6:54分発）ため、発時間を少し早め、乗継時間を拡大（6:50分着⇒6:54分発）した。

③【左回り】5便以降の発時間の修正

⇒師崎港で高速船からの乗継時間が2分しかなかった（9:05分着⇒9:07分発）ため、発時間を少し遅らせ、乗継時間を拡大（9:05分着⇒9:09分発）した。これ以上遅らせると、これまで河和駅で乗継できていた特急電車への乗継が困難となることから、継続して特急電車への乗継が可能（9:47着⇒9:51着）となる変更を行った。

南知多町地域公共交通計画

【令和 6 年 3 月改訂版】

令和 5 年 3 月

南知多町

■地域公共交通確保維持事業（幹線補助）の必要性

海っ子バスは、町内の内海駅、師崎港、役場等の拠点間及び町外の河和駅、知多厚生病院を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動に加えて、町内への観光などの多様な目的での移動を担っています。内海駅、河和駅では鉄道と、師崎港、河和駅では航路と連絡し、地域の公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っています。

海っ子バスは運行赤字であり、行政及び交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

■補助系統に係る事業及び実施主体の概要

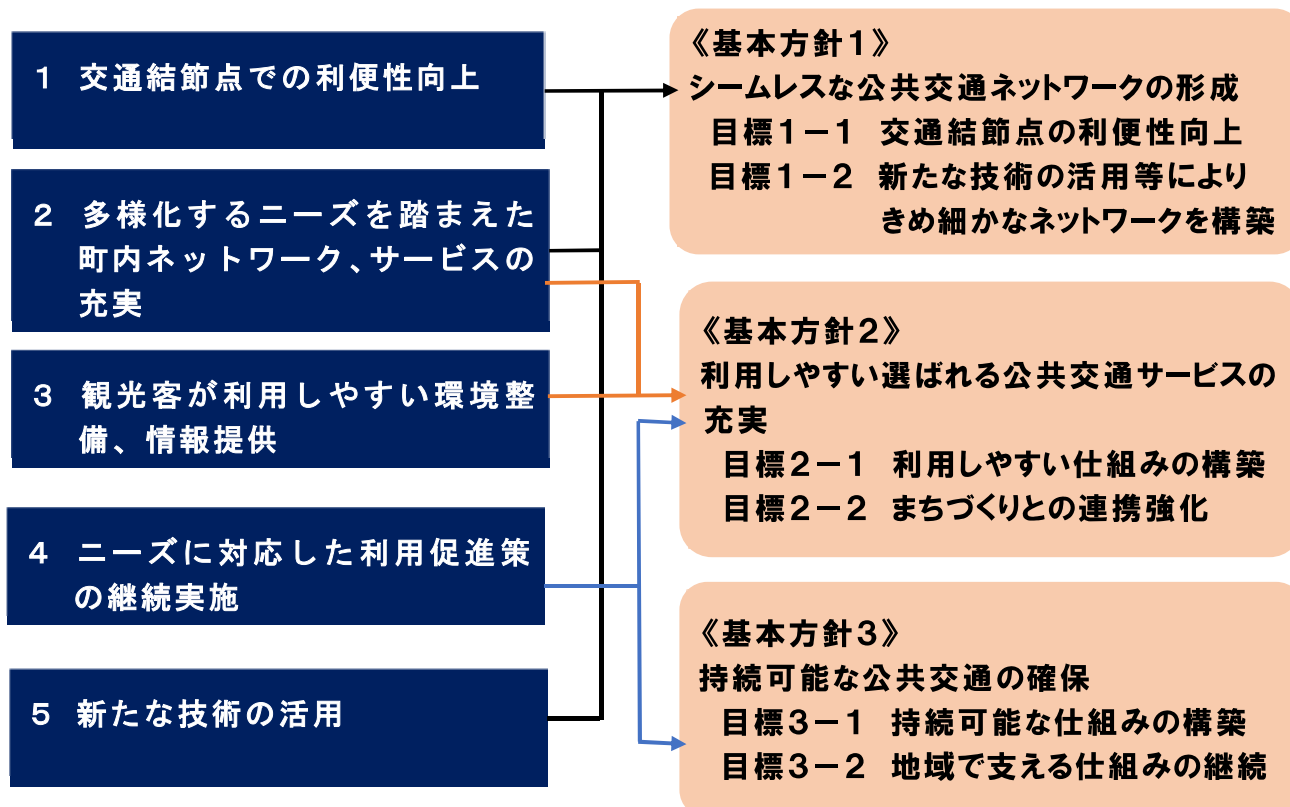
路線名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
海っ子バス循環線	師崎港	河和駅、内海駅	師崎港	4条乗合	路線定期運行	南知多町 (運行は交通事業者に委託)	・幹線補助 ・車両購入減価償却補助

6-3 基本的な方針と目標

現状の課題を踏まえ、将来像を実現するための基本方針及び目標を次のように設定します。

【課題】

【基本方針と目標】



令和5年度 事業報告（案）

1. コミュニティバス運行委託【予算額 92,808,000 円】

①期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

②実 績

単位：円

月	月額委託料	臨時便	車両修理代	計	運賃収入	支払額
4	10,358,000	13,200	0	10,371,200	4,087,716	6,283,484
5	10,358,000	59,400	0	10,417,400	2,921,344	7,496,056
6	10,358,000	33,000	0	10,391,000	2,446,521	7,944,479
7	10,358,000	112,200	0	10,470,200	3,063,362	7,406,838
8	10,358,000	92,400	0	10,450,400	3,656,920	6,793,480
9	10,362,000	6,600	0	10,368,600	3,577,924	6,790,676
10	11,261,500	46,200	0	11,307,700	14,238,889	-2,931,189
11	11,261,500	72,600	0	11,334,100	4,615,547	6,718,553
12	11,261,500	52,800	0	11,314,300	5,318,456	5,995,844
1	11,261,500	52,800	685,520	11,999,820	4,647,749	7,352,071
2	11,261,500	72,600	0	11,334,100	4,732,957	6,601,143
3	11,261,500	19,800	0	11,281,300	4,600,000	6,681,300
計	129,721,000	633,600	685,520	131,040,120	57,907,385	73,132,735

※2月は支払い予定額、3月分については見込み額

※令和5年10月より路線再編、運賃見直し

③契約内容

- 1) 契約金額 令和5年4月～令和5年9月 月額 10,358,000 円（端数調整あり）
令和5年10月～令和6年3月 月額 11,261,500 円（端数調整あり）
- 臨時便 令和5年4月～令和6年3月 96回（6,600 円／回）
- 2) 契約期間 令和4年10月1日～令和5年9月30日（1年間の随意契約）
令和5年10月1日～令和10年9月30日（長期継続契約）
- 3) 受託者 レスクル株式会社 美浜営業所
知多郡美浜町河和台1丁目25番地

2. 地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託【1,716,000 円】

①期 間 令和5年4月28日から令和6年3月31日まで

②内 容 (1) 海っ子バス運行状況の整理、分析

① 海っ子バスOD調査結果等の整理、分析

別途実施される海っ子バスOD調査、利用者アンケート調査、乗降カウントデータ等を活用して海っ子バスの利用状況を整理、分析。

② 地域公共交通確保維持改善事業資料の作成

上記結果をもとに利用者数等のデータを整理し、国に提出する地域公共交通確保維持改善事業の申請に活用するための資料を作成。

(2) 時刻表の作成

海っ子バス時刻表を作成する。 6,000 部

3. タウンミーティング

①第1回 3回実施（役場、篠島、日間賀島）

決定した路線再編内容の説明

②第2回 5回実施（役場、内海、師崎、篠島、日間賀島）

新路線に対する意見聴取

4. 学生定期券補購入費助事業および小中学生運賃補助事業（R5.10～R6.2 現在）

（1）利用状況

	登録者数 (人)	利用回数 (回)	利用者数 (人)	一人平均 (回)	補助額 (円)
学生定期	198	18,846	192	98.2	8,920,320
小学生	239	282	56	5.0	56,400
中学生	321	4,692	294	16.0	1,876,800
合計	758	23,820	542	43.9	10,853,520

(別紙) 中部運輸局二次評価結果 令和6年3月21日付け中運交企第191号通知

自治体・協議会名	南知多町地域公共交通活性化・再生協議会
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

- ・令和5年10月の知多バス師崎線廃止を踏まえ、タウンミーティング等による意見の拾い上げ、丁寧な分析と検討を重ねて海っ子バスの再編につなげたことを評価します。
- ・再編に合わせた運賃体系の変更による負担感の軽減や利用促進について、町民感謝デーの実施(海っ子バス無料券の配布)、町内在住の小中学生の運賃の全額補助、町内在住の学生の通学定期券代の全額補助、バスロケーションシステム導入など、様々な取組を進められたことを評価します。

期待する取組

- ・長大路線として再編され、また、運賃体系も大きく変わった海っ子バスについては、引き続き、タウンミーティング等による地元の利用者の意見や声を参考とし、公共交通ネットワークとしての効果検証や分析、課題の確認など、フォローアップに努められることを期待します。
- ・また、観光客の利用と比べ、町内の短い区間の利用が想定される地元利用者においては負担が大きくなっている可能性もあるため、必要に応じ、町民など地元利用者に寄り添った施策の追加等に係る検討についても期待します。
- ・再編後の海っ子バスが観光や日常生活の足として定着するよう、引き続き、観光客や住民への周知や利用促進に努められることを期待します。